

国立大学法人高知大学 I R ・ 評価機構規則

平成 28 年 3 月 18 日

規 則 第 140 号

最終改正 令和 7 年 3 月 15 日規則第 82 号

(設置)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 10 条第 1 項の規定に基づき国立大学法人高知大学（以下「法人」という。）に設置する国立大学法人高知大学 I R ・ 評価機構（以下「機構」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、法人における教育研究等活動及び管理運営機能の更なる向上のため、内部質保証システムとして、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築するとともに、法人の教育、研究、人事、財務等に関するデータの収集・分析（以下「インスティテューショナル・リサーチ（I R）」という。）を行い、学内資源の再配分の取組みを支援することなどを通じて、法人の理念と目的の実現に資することを目的とする。

(任務)

第 3 条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) I R に関すること。
- (2) 自己点検・評価の企画・立案及び実施に関すること（教員の個人評価に関することを含む。）。
- (3) 第三者評価への対応及び学内調整並びに取りまとめに関すること。
- (4) 中期目標及び中期計画に係る助言及び評価に関すること。
- (5) 大学評価に関する専門的事項の調査・研究に関すること。
- (6) その他学長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 機構は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長の指名する副理事
- (2) 副学長のうちから学長が指名する者
- (3) 医学部附属病院副病院長（総務担当）
- (4) 機構の基幹教員
- (5) 事務局各部長

- (6) 法人企画課長
 - (7) その他学長が必要と認めた者
- (機構長)

第5条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、前条第1号に掲げる者をもって充てる。
- (機構会議)

第6条 機構に、機構会議を置く。

- 2 機構会議に関する事項は、別に定める。
- (部会)

第7条 機構は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関する事項は、別に定める。
- (I R・評価分析室)

第8条 機構に、I Rの推進及び評価分析を行うため、I R・評価分析室を置き、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 機構の基幹教員
 - (2) 法人企画課 I R・評価室職員
 - (3) その他機構長が必要と認めた者
- 2 I R・評価分析室に、室長を置き、基幹教員のうちから機構長の指名する者をもって充てる。

(事務)

第9条 機構の事務は、法人企画課及び総務部人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 高知大学評価改革機構規則(平成23年規則第97号)、高知大学評価改革機構運営委員会規則(平成23年規則第98号)及び高知大学評価改革機構部会規則(平成23年規則第99号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月 24 日規則第 94 号）
この規則は、令和４年４月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 15 日規則第 82 号）
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。